



編集発行 公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター 〒640-8045 和歌山市ト半町33  
TEL 073-431-0657 FAX 073-422-3269 e-mail : wakayama-center@seiei.or.jp



**安心・信頼・快適**  
**また行きなくなるお店のために**  
**~生衛業の皆様をサポートします~**



和歌山県オリジナルキャラクター「Kotokon」

ホームページには、「融資のご案内、受動喫煙防止対策、Sマーク制度（標準営業約款）、組合加入のご案内（加入のメリット）」など必要な情報が満載です♪

<https://www.seiei.or.jp/wakayama/> 【スマートフォン対応】



## 年頭のごあいさつ



公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター  
理事長 小倉正基

新年あけましておめでとうございます。  
皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、エネルギー価格や原材料費の高騰、最低賃金の大幅な引き上げによる人件費の増加など、生衛業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増した年でした。一向に収まる気配のない物価の上昇は「コストの増加」という深刻な影響を経営面に及ぼしていますが、生衛業者は大企業のように増加分を容易に価格転嫁することはできず、その結果、利益が圧迫されて経営体力が徐々になくなります。さらには消費者の節約志向も高まっているため「売上の減少」と「コストの増加」という二重の苦難を強いられる状況になりました。

このような状況を受けて、令和7年9月1日に各生活衛生同業組合理事長連名による和歌山県知事あての支援要望書を県へ提出し、知事及び県環境生活部長との面談の場においては各理事長から生衛業の置かれた厳しい経営環境等を

説明するとともに、強力な支援を要望したことろです。

私たち生衛業は、組合員の減少や後継者不足など多くの課題を抱えておりますが、住民の日常生活に欠くことのできない安全・安心なサービスを提供する事業者として、持続可能な経営に努めていかなければならぬと考えています。

当センターでは、各生活衛生同業組合、全国生活衛生営業指導センター、日本政策金融公庫、和歌山県よろず支援拠点、和歌山働き方改革推進支援センター、和歌山県中小企業診断士協会等の関係機関と緊密に連携し、和歌山県、市町村等の行政機関のご協力を得ながら、生衛業の皆様に役立つ情報の提供や相談・指導を通じて、生衛業界の経営の安定化及び衛生水準の維持向上等に引き続き努力してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、生衛業界の益々の発展と皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

## 年頭のごあいさつ



和歌山県知事 宮崎 崑

あけましておめでとうございます。

昨年6月の知事就任以来、現場に出向くことを大切にし、企業や農林水産業等を訪ね、タウンミーティングを開催するなど、県民の皆様の声に耳を傾けてきました。今後もこの姿勢にこだわって、県政を進めてまいります。

昨年は、大阪・関西万博で、関西パビリオンの和歌山ゾーンに約47万人の皆様に御来場いただき、和歌山の魅力を国内外に発信できました。8月には「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」が世界農業遺産に認定されました。

今年は、新しい総合計画の初年です。「人口減少や気候変動に適応した持続可能で心豊かな和歌山」、「個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山」の将来像の実現に向け、施策を着実に進めます。11月には、第49回全国育樹祭を開催し、継続して森を守り育てるの大切さを全国に発信するとともに、和歌山らしさが溢れる大会にしていきます。

新しい年が皆様にとって輝かしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。



株式会社日本政策金融公庫和歌山支店

支店長兼国民生活事業統轄

加藤 卓

令和8年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、長引く物価の高騰や賃金の上昇、人手不足、そして米国の関税措置による影響など、生活衛生関係営業の皆様方にとって、多くの課題に向き合われた1年だったことと存じます。

このような状況下においても、衛生水準の維持向上と、たゆまぬ努力によって、地域経済を力強く支えてこられた皆様方に、心より敬意を表します。

生活衛生関係営業は、国民の日常生活に密接に関係したサービスや商品を提供しており、安全・安心で豊かな暮らしを支える重要な役割を果たしています。また、拡大するインバウンド需要を支える存在としても、その重要性が増しているところです。こうした動きが、新たなビジネスチャンスにつながることを願うとともに、皆様方が業界のさらなる発展・地域活性化の牽引役として、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

私ども日本政策金融公庫におきましては、事業者の皆様からのご融資、条件変更などのご相談に対し、引き続き、きめ細やかに対応していくことはもちろんのこと、様々な機会において組合の案内を行い、組合組織の活性化にも積極的に協力してまいります。

また、後継者不在のお店を創業者や事業拡大を図る企業と引き合わせる『事業承継マッチング支援』や各分野の専門家を講師に招いた『課題解決セミナー』の開催など、生活衛生関係営業を取り巻く経営課題の解決に役立つ情報発信にもより一層力を入れてまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとって実り多く、そして何より商売繁盛の一年となりますことを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

### 新年の御挨拶を申し上げます

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 理事長

新田みどり

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 理事長

小倉 正基

和歌山県興行生活衛生同業組合 理事長

大槻 尚宏

和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長

中本 有香

和歌山県食肉生活衛生同業組合 理事長

河村 真二

和歌山県美容業生活衛生同業組合 理事長

村田 博文

和歌山県理容生活衛生同業組合 理事長

東根 清一

和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長

利光 伸彦

## \*褒章・表彰\*

永年にわたり生活衛生業界の発展に功労のありました次の方々が受章、表彰されました。心からお慶び申し上げますとともに、今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。



### ☆令和7年秋の褒章 藍綬褒章 受章

和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 **利光 伸彦氏** (和歌山市)



### ○厚生労働大臣表彰（生活衛生功労者）

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 副理事長 **橋本 光司氏** (和歌山市)

和歌山県美容業生活衛生同業組合 副理事長 **井溪 文子氏** (田辺市)

### ○厚生労働大臣表彰（食品衛生功労者）

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 理事 **下垣内 博氏** (かつらぎ町)

### ○厚生労働省健康・生活衛生局長表彰

和歌山県美容業生活衛生同業組合 副理事長 **沖殿 年教氏** (和歌山市)

### ○和歌山県知事表彰（県政功労者：環境衛生の向上）

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 前理事長 **田中 大治氏** (田辺市)

### ○和歌山県知事表彰（生活衛生功労者）

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 副理事長 **岡本 康宏氏** (岩出市)

和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長 **清水 貞吾氏** (太地町)

和歌山県理容生活衛生同業組合 理事 **鈴村 義人氏** (田辺市)

和歌山県美容業生活衛生同業組合 理事 **服部久美子氏** (印南町)

### ○和歌山県知事表彰（生活衛生・食品衛生 模範施設）

理容業 **ヒロミ理容室 下川 博己氏** (新宮市)

### ○全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

和歌山県理容生活衛生同業組合 副理事長 **西村 次郎氏** (橋本市)

和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事 **坂口 宗徳氏** (和歌山市)

和歌山県美容業生活衛生同業組合 常任理事 **砂山 量子氏** (海南市)

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 理事 **角田 州生氏** (新宮市)

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 事務長 **小島 里美氏** (和歌山市)

### ○全国理容生活衛生同業組合連合会理事長表彰

和歌山県理容生活衛生同業組合 理事 **藪井 廣志氏** (海南市)

生活衛生業の情報アプリをご利用ください 無料です

## せいえいNAVI「4つの機能」

カンタン、便利！ お手持ちのスマホ、タブレットで

**新着情報**

生活衛生業の最新情報を把握することができます。

**検索機能**

地域図・業種別など情報を簡単に検索できます。

**先進事例**

経営改善のための充実した事例をGETしましょう

**経営診断**

自店の経営診断が簡単にできます

QRコード  
iPhone  
Android

QRコード  
Android

対応機種／スマートフォン、タブレット、iOS/IOS (ver.13以上)、android  
インストールはApp store又はGoogle play storeからアプリをダウンロードしてください。

理容店、美容店、クリーニング店、飲食店の  
お店選びはSマーク登録店で！

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

**Safety 安全** Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう損害賠償責任保険に加入しています。

**Standard 安心** Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

**Sanitation 清潔** Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は設備についての基準を定めています。

登録申請  
お問い合わせ

公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター  
和歌山市ト半町33号和歌山ミートビル2階 TEL 073-431-0657 FAX 073-422-3269

## 【和歌山県知事との面談（令和7年9月1日）】



## 【和歌山県知事あての要望書を手交・和歌山県環境生活部長との面談（令和7年9月1日）】



## 近畿ブロック生活衛生営業指導センター会議の開催

令和7年10月9日（木）から10日（金）の2日間にわたり、「ガーデンホテル紀三井寺はやし」において、令和7年度近畿ブロック生活衛生営業指導センター会議を開催しました。

1日目は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課の大塚憲孝課長補佐から「生活衛生行政の状況と課題について」をご説明いただいた後、各府県センターから提案された議題を検討しました。ブロック内の各センターが抱える課題を共有し、効果的な解決策を導き出すための貴重な場となりました。

2日目は、救世観音宗総本山 西国第二番札所 紀三井寺の前田泰道貫主のご案内により境内や宝物を拝観し、職員同士の親睦を深めることができました。



## 地区生活衛生営業相談室の開設

生衛業の皆様の経営、融資その他営業全般のご相談に応じるために、地区生活衛生営業相談室を開設しました。各開設日には、日本政策金融公庫、和歌山県よろず支援拠点、和歌山県中小企業診断士協会のご協力をいただき、物価高騰など生衛業を取り巻く厳しい経営環境や課題に関する意見交換並びに個別相談を実施しました。

開催日	管轄保健所	開催場所
7月14日	新宮(串本支部)	串本町商工会2階研修室
7月28日	田辺	西牟婁振興局2階中A会議室
8月4日	湯浅	湯浅保健所2階大会議室
9月8日	橋本	橋本保健所2階会議室



## クリーニング師研修及び業務従事者講習の開催

クリーニング師研修及び業務従事者講習は、クリーニング業法及び施行規則に基づき3年に1回の割合で受講することが義務付けられており、和歌山県、県内各保健所及び和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合のご協力を得て、当センターが開催しています。

本年度は、クリーニング師研修（第1型）を令和7年8月31日（日）に和歌山ビッグ愛で開催し32名が受講しました。なお、同日に開催された特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習には4名が受講、令和7年12月22日（月）に終了した通信制研修（第2型）には16名が受講しました。

また、通信制で実施している業務従事者講習（第2型）には9名が受講し、修了者には修了証書と受講済ステッカーを交付しました。



## 生活衛生営業経営特別相談員研修会の開催

生活衛生営業経営特別相談員は、県内の生衛組合からの推薦に基づき和歌山県知事の委嘱を受け、経営並びに生活衛生改善貸付等に関する相談指導を行っております。当センターでは、経営特別相談員の業務上必要な知識の習得及び資質の向上を図るため、令和7年9月29日（月）に和歌山ビッグ愛で、令和7年度生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催しました。

当日は、日本政策金融公庫和歌山支店の谷野第二融資課長から「生活衛生改善貸付の活用と推薦事務について」、和歌山県よろず支援拠点の松島コーディネーターから「ITを活用した集客術について」、和歌山税務署の高橋記帳指導推進官から「電子帳簿保存法及びインボイス制度について」、和歌山県消費生活センターの渡辺消費生活相談員から「苦情相談とカスタマーハラスメントについて」と題した講演があり、参加した19名の経営特別相談員が熱心に聴講しました。



# 「おもてなし」計画を応援！

日本公庫は、  
飲食店、ホテル・旅館や理・美容室など  
生活衛生関係営業の訪日外国人旅行客受入  
(インバウンド対応) の取組みを  
支援しています。



## 増加する訪日外国人旅行客に対応するための融資制度

インバウンド対応のための幅広いお使いみちにご利用いただけます。

### ○生活衛生融資（インバウンド対応関連）

融資制度	振興事業貸付 <sup>(注1)</sup>		一般貸付 <sup>(注2)</sup>
お使いみち	設備資金	運転資金	設備資金
ご融資限度額	1億5,000万円 ～7億2,000万円 (業種によって異なります)	5,700万円	7,200万円 ～4億円 (業種によって異なります)
ご返済期間 [うち据置期間]	20年以内 <sup>(注3)</sup> [2年以内]	7年以内 [2年以内]	13年以内 [1年以内(ご返済期間が7年超の場合、2年以内)]
利率(年) <sup>(注4)</sup>	特別利率J	特別利率B	特別利率B

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

(注2) ご利用にあたっては、原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です(申込金額が500万円以下の場合は不要です。)。

(注3) 店舗・宿泊施設の新設および改築にかかるものは30年以内です。

(注4) 利率は日本公庫ホームページの金利情報「国民生活事業主要利率一算表」からご確認いただけます。

※ご利用にあたっては、「訪日外国人旅行者対応計画書」が必要です。

## 飲食店を営むみなさまに「インバウンド対応支援ツール」を無料で配布しています！

「外国人客  
おもてなし  
ガイドブック」

インバウンド対応に初めて取組む方向けに、  
押さえておくべきポイントを  
まとめた手引書

外国人客  
おもてなし  
ガイドブック



「指差し  
コミュニケーション  
ツール」

外国語が話せない方でも、外国人客と  
スムーズなコミュニケーションが  
可能となるツール

ご希望の方は最寄りの日本公庫の窓口までお問い合わせください。

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。

なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

支店名 和歌山支店

田辺支店

住 所 和歌山市十二番丁58番地

田辺市高雄1-11-27

電 話 0570-071039

0570-071826